官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（三八五）　三

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（三八六）　五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（三八七）　五

〔条　約〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約（一二）　三五

〔内閣官房令〕

○職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一一）　三五

〔省　令〕

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一一一）　三六

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一六）　四三

〔法規的告示〕

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三六九）　四四

○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業二）　四四

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通二）　四四

○民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件の一部を改正する件（国税庁一九）　四四

○マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示（国土交通一〇二一）　四五

○海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（同一〇二二）　四五

○運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示（同一〇二三）　四六

〔その他告示〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の効力発生に関する件（外務四三九）　四三

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　四四

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達関係　四八

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係　四八

特殊法人等

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達関係　五〇

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、特定空家等の除却命令、押収物還付関係　五七

会社その他

会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十五号）（総務省）

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第四地区を廃止するとともに、第六地区及び第八地区について区域の縮小を行う。（本則関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三百八十六号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行う。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、田原地区及び阿南地区について区域の指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う。（別表関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

4　罰則の適用について所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

5　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行う。（附則第三項関係）

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十七号）（厚生労働省）

第1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正

1　匿名障害福祉等関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定める。（第五十条関係）

2　1の手数料を免除することができる者等を定める。（第五十一条関係）

3　その他所要の改正を行う。